

スポーツ交流まちづくり市民協議会規約

(趣旨)

第1条 山口県立おのだサッカー交流公園を核としてスポーツ・文化・健康・ボランティア活動を通じた県民の交流促進にむけて、市民のネットワークを広げ、協力していくことを目的とする。

(組織)

第2条 前条の目的を達成するためにスポーツ交流まちづくり市民協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は会員をもって組織する。

3 会員は会の趣旨に賛同し協力するものであれば年齢・性別・住所を問わない。

(事業)

第3条 協議会は次の事業を行う

(1) 施設改善に関する提案

(2) スポーツイベント等交流事業に関する提案

(3) 管理費削減に関する提案

(4) ボランティア促進に関する調査研究

(5) その他、協議会が必要と認める事業を行う。

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置き、会員の中から定める。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 2人

(3) 監事 2人

(4) 事務局長 1人

(5) 会計 1人

(6) 理事 (1)～(4)以外の役員 若干名

2 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

(職務)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。
- 4 事務局長は協議会の事務・会計処理を行なう。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集し、会議の議長となる。

- 2 会議の議事は、出席した会員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会費)

第7条 会員の年会費は千円とする。

(会計)

第8条 協議会の経費は会費、助成金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

- 2 会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等について疑義がある場合は、会長が委員会に諮って別に定める。

付則

この規約は平成19年4月27日から施行する。